

秋田地方最低賃金審議会

令和4年度第1回 秋田県最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和4年8月1日(月) 14:30～16:30

2 場 所 秋田合同庁舎第1会議室

3 出席者 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 秋田県最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 秋田県最低賃金の改正決定に関する参考人意見聴取について
- (3) 秋田県最低賃金の金額審議について
- (4) 今後の専門部会の開催日程について
- (5) その他

5 議事要旨

- (1) 部会長に赤坂委員、部会長代理に臼木委員が選出された。
- (2) 参考人1名の意見陳述を実施した。
- (3) 労働者側委員から基本的な考え方、金額提示があった後、使用者側委員が基本的な考え方について述べ、その後個別協議(公労会議、公使会議)を行ったが、中賃の目安が示されていないことから次回継続審議とした。

<労働者側委員主張>

現行の秋田県最低賃金 822 円は、健康で文化的な最低限の生活を営むに足る水準としては不十分である。また、首都圏との格差解消も進まず、貴重な働き手が高い賃金を求めて県外に流出する一因になっており、人口減少と少子高齢化は更に加速し地域社会の維持が困難な状況に陥る。コロナ禍に加え、ロシアのウクライナ侵攻による原材料価格の高騰などで県内経済は厳しい状況にある中で働く者のモチベーションを維持・向上させていくことが重要であり「雇用戦略対話の合意」に示された目標に向けて最賃引上げの流れを堅持していくべきである。地域間格差を是正し、有能な人材の県外流出を防止するためにも最低賃金の引上げが必要である。

<使用者側委員主張>

コロナ感染症の影響による景気の低迷に加え、電力・石油などの一段の料金引上げ懸念、デジタル化に対応するための人材不足、原材料等の上昇価格の取引価格への転嫁遅れ、最賃の大幅引上げ、社会保険料の適用範囲拡大、雇用保険料の引上げなど制度改正による負担増により、中小企業の経営環境は厳しさを増している。

最低賃金法で定められている決定の原則に沿って、各種調査結果や指標、データ等明確な根拠に基づき、納得感のある水準を決定すべきである、との考え方に変わりはない。

中小企業にあっては、企業物価指数が消費者物価指数を大幅に上回るなかで価格転嫁が進まず、収益環境は一段と厳しさを増している。最低賃金は一律に法的拘束力を有するものだけに、近年のような3%強の大幅な引上げは企業経営を直撃し、事業の継続を危うくさせかねない。コロナ禍においても雇用を維持しながら、必死に経営を継続してきた企業の「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視した審議が必要である。

- (4) 事務局から次回第2回専門部会は目安伝達によって開催することのほか、第3回以降の日程についても説明があった。